

令和 6 年度

滑沢林道(入沢橋)改良工事(R6 補正)

特 記 仕 様 書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、森林保全事業工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）を補足する事項を示すものであり、標準仕様書及び共通特記仕様書に優先する。

また、林業専用道に係る工事の施工に当たっては、森林整備保全事業施工管理基準により施工管理を行うものとする。

第2条 三者会議

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)によるものとする。

第3条 週休2日の取組（発注者指定方式）

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次のものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態を通期の4週8休という。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の月単位の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上ではない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	月単位の 4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02

道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 04	1. 02
法面工		1. 02	1. 01
吹付砕工		1. 03	1. 01
軟弱地盤処理工		1. 02	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03	1. 02

表 3

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1. 04	1. 02
排水構造物工		1. 04	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 04	1. 02
構造物取りこわし工	機械	1. 03	1. 02
	人力	1. 04	1. 02

- (4) 週休 2 日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書（別紙 1）にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、休日取得実績書（別紙 2）にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成後）までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号 林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙 3 のアンケートについて記入し、工事完成通知後 14 日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4 週 8 休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休 2 日の取組実績証明書（別紙 4）を発行する。

第 4 条 ICT 活用工事について

本事業における ICT 活用工事は「受注者希望型」とし、実施等にあつては別紙及び下記によるものとする

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/ICT_seko.html

ICT 活用工事の対象工事については、以下の（1）～（9）とする。

- (1) 土工
- (2) 付帯構造物設置工
- (3) 法面工
- (4) 作業土工（床掘）
- (5) 舗装工
- (6) 土工 1,000m³ 未満
- (7) 小規模土工
- (8) 擁壁工
- (9) 治山ダム工

第 5 条 情報共有システムの取り組みについて

本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

第 6 条 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

- ・ウィークリースタンス実施要領

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/100319-1-21.pdf>

第7条 建設発生土の搬出先

本工事による建設発生土の搬出は計画していない。

第8条 国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1. 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
適切な森林管理のため林道工事を行っています 国土強靱化対策事業

2. 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置してきた看板等に、文章を追加することとする。

第9条 橋梁塗膜に含有される化学物質について

本橋梁の塗膜には以下の成分が含有されている。

区分	含有試験 (mg/kg)	溶出試験 (mg/L)
PCB	3.4	
鉛	16,000	
全クロム	1,100	

第10条 PCB 廃棄物取扱い事業者について

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の4第1項の規定によるPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を静岡県及び当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事から取得している収集運搬業者であり、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」で示された運搬容器を準備かつ使用し、併せて、収集運搬対象物を「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に則って関係法令に基づいた運搬車両により運搬を行うことができる者であること。
- 2 廃棄物処理法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可について当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事から受けている者、または廃棄物処理法第15条の4の4第1項に規定する無害化処理について認定を受けている者（施設において処理する産業廃棄物の種類がポリ塩化ビフェニルを含む者に限る。）であること。
ただし、処分業者であって収集運搬業務を自ら行わない者、また、収集運搬業者であって処分業務を自ら行わない者は、それぞれ業者を指定することにより、運搬等事業を行うことができるものとする。なお、収集運搬業者と処分業者が異なる場合、また、収集運搬業者及び処分業者が複数となる場合は、すべての業者が第1項及び第2項の許可を受けた事業者であること。
- 3 PCB 廃棄物の取扱いあたり、収集運搬作業の着手前に正社員の中から、あらかじめ、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の受講を終了した者を作業責任者として配置できる者であること。

第 11 条 PCB 廃棄物の取扱いについて

- 1 受注者は土木鋼構造物塗膜剥離剤ガイドライン（案）（平成 29 年 3 月土木研究所資料第 4354 号）を参考に施工管理等を行うとともに、安全管理に必要な対策を行うこと。
- 2 塗膜除去作業により発生した PCB 含有塗膜の収集、運搬、処分にあたっては「特別管理産業廃棄物」に該当することから、必要な資格を有する事業者が行うこと。
- 3 契約後、収集等業務を行う事業者について、認定証の写しを添付し監督職員へ提出すること。
- 4 収集等業務について、塗膜除去が完了し処分数量が確定した段階で、収集・運搬事業者及び処分事業者と伊豆森林管理署長により PCB 廃棄物処分に係る契約を締結することとする。
事業者と契約するものは廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物処理委託契約書、覚書とし、処分等に必要な追加契約等が発生した際には協議を行うこと。
契約書等案については別紙 様式林特仕－4－1、2、3 とし、収集・運搬等事業者が作成すること。
- 5 契約書等案の内容について監督職員と協議のうえ修正を行えるものとする。

第 12 条 PCB 廃棄物収集、運搬、処理について

伊豆森林管理署滑沢林道に保管されている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）について、収集作業を行うとともに、環境省の認定する無害化処理認定施設へ安全かつ適正に運搬・処理すること。

- 1 PCB 廃棄物の種類・数量
低濃度 PCB 含有塗膜くず・廃プラスチック類（保護衣等） 304kg
- 2 PCB 廃棄物保管場所
静岡県伊豆市大字湯ヶ島字湯ヶ島国有林（詳細は別紙位置図参照）
- 3 PCB 廃棄物運搬先
廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設
下記 URL に記載されているリストより選択
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
- 4 マニフェスト
発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト（7 枚複写。A から E 票）に必要な事項を記載し、A 票を除いた 6 枚を受注者に交付する。受注者は、それぞれ定められた期間内に、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B 2 票、処分においてはマニフェスト D、E 票を発注者に提出する。
- 5 発注者、受注者の責任範囲
 - (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
 - (2) 受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
 - (3) 受注者が第 1 項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 6 その他仕様
 - (1) 本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
 - (2) 受注者は、利害相反に係る事項に抵触してはならない。
 - (3) 受注者は、収集運搬作業の実施に際して、あらかじめ公告 2 の (5) に記載する要件を満たす作業責任者の氏名並びに作業担当者の氏名を、発注者が本業務を監督するために命じた職員（以下「監督職員」という。）に提出すること。
なお、やむを得ない理由により、契約期間中に作業責任者又は作業担当者を変更する場合も同様とする。

- (4) 受注者は、収集・運搬作業に関する計画書を監督職員が指示する期日までに提出し、承諾を得なくてはならない。
 なお、PCBの処分については、環境省の認定する無害化処理施設に持ち込むこととし、処分場により処分が確実に行われることの証明書類を監督職員へ提出しその承諾を得ること。
- (5) 受注者は、本業務の実施に際して、発注者の建物、設備及び工作物等に損傷を与えないように十分注意し、養生を行うこと。
 なお、損傷を与えた場合は、監督職員の指示により直ちに従前の状態に復旧することとし、その費用は、受注者が負担すること。
- (6) 受注者は、PCB漏れ等の事故を発生させないこと。
 なお、万一PCB漏れ等の事故が発生した場合には、直ちに汚染防止の措置をとるとともに、その責任は受注者が負うこと。また、速やかに監督職員に報告すること。
- (7) 受注者は、PCB廃棄物を運搬先へ運搬する都度、履行報告書（B2票及び処理施設搬入時の写真、記録等を添付すること。）を速やかに監督職員に提出し、確認を受けた後、発注者が本業務を検査するために命じた職員による検査を受けなければならない。

7 協議

PCB廃棄物収集元における運搬経路、搬出場所及び搬出車への積み込み場所等詳細な事項並びに本仕様書に定めない事項については、監督職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに監督職員と協議して対応するものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に際して、新たに発生したPCB汚染物については、発注者の責任において保管する。ただし、そのPCB汚染物の発生が予期し難いものであって、その発生について、受注者の責に帰すべき理由がある場合には、この限りではない。
- (2) PCB廃棄物の搬出にあたって、収集運搬対象物以外の物品を一時的に移動させる必要が生じた場合には、受注者の費用負担により移動させることができる。その場合、PCB廃棄物の搬出後に、一時的に移動させた物品は、受注者の費用負担により元の位置へ戻すこと。

第13条 PCB廃棄物の保管について(特別管理産業廃棄物保管基準)

PCB廃棄物の保管について、廃棄物処理法に定められた以下の基準を遵守すること。

1. 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
2. 保管場所の見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板が設けられていること。

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等
責任者	伊豆森林管理署
職名・氏名	署長 岩崎利行
管理者連絡先	0558-74-2522
注意事項等	関係者以外立入禁止 移動、持ち出し禁止

* 掲示板の大きさは、縦横それぞれ60cm以上

3. 保管の場所から、当該特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

4. 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

5. 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

6. 容器に入れ密閉すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃棄物が高温にさらされないための措置を講ずること。

7. PCB汚染物又はPCB処理物にあっては、当該廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
	現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助及び交通費	
小計				
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫又は 材料保管場所等の敷 地借上げに要する地 代若しくはこれらの 建物を建築する代わ りに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借 上げする場合に要す る費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホ テル等に宿泊する場 合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸送 を含む。）をするため に要する費用（運転手 賃金、車両損料及び燃 料費等を含む。）			
	小計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、帰 省旅費及び帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助及 び交通費			
	小計					
合計						

別紙1

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名: ○○工事

別紙2

令和○年 ○月				1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土	備考							
工程	現場事務所の設 置、資材の搬入		計画																																							
			実績																																							
	仮設工		計画																																							
			実績																																							
	土工		計画																																							
			実績																																							
	法面工		計画																																							
			実績																																							
				計画																																						
				実績																																						
			計画																																							
			実績																																							
			計画																																							
			実績																																							
元請	〇〇建設	現場代理人	林野 太郎					作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	振	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		監理技術者	林野 一郎					作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
								作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	振	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
		職員	林野 二郎					作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
		職員	林野 三郎					作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
								作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
		職員	林野 四郎					作	作	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	〇	〇	作	作	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
下請	△△土建															作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	振	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%	
																	作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作	振	作	〇	〇	作	作	作	作	作	〇	7	20	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.5%
下請	□□土木															作	作	作	作	〇	〇	作	●	作	作	作	作						作	作	〇	1	2	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%			
備考																						2 4 日 の 振 休														休日 実績	作業 実績	現場 閉所率	全体休日率 101/355*100 =28.5%			

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工 事 名 :

(2) 工事期間 :

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

①完全週休 2 日を達成できた。

②①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。 → (2) へ

③①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④週休 2 日を達成できなかった。

回 答 : _____

(2) 月内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (4) へ

回 答 : _____

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

不足日数	

3 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

伊豆森林管理署長 岩崎 利行

〇〇工事の請負施行について

(完成検査合格通知及び週休 2 日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので請負契約約款第 32 条 2 項により通知します。

また、週休 2 日の取組状況を確認した結果、4 週 8 休以上の現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休 2 日の取組結果

4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成